

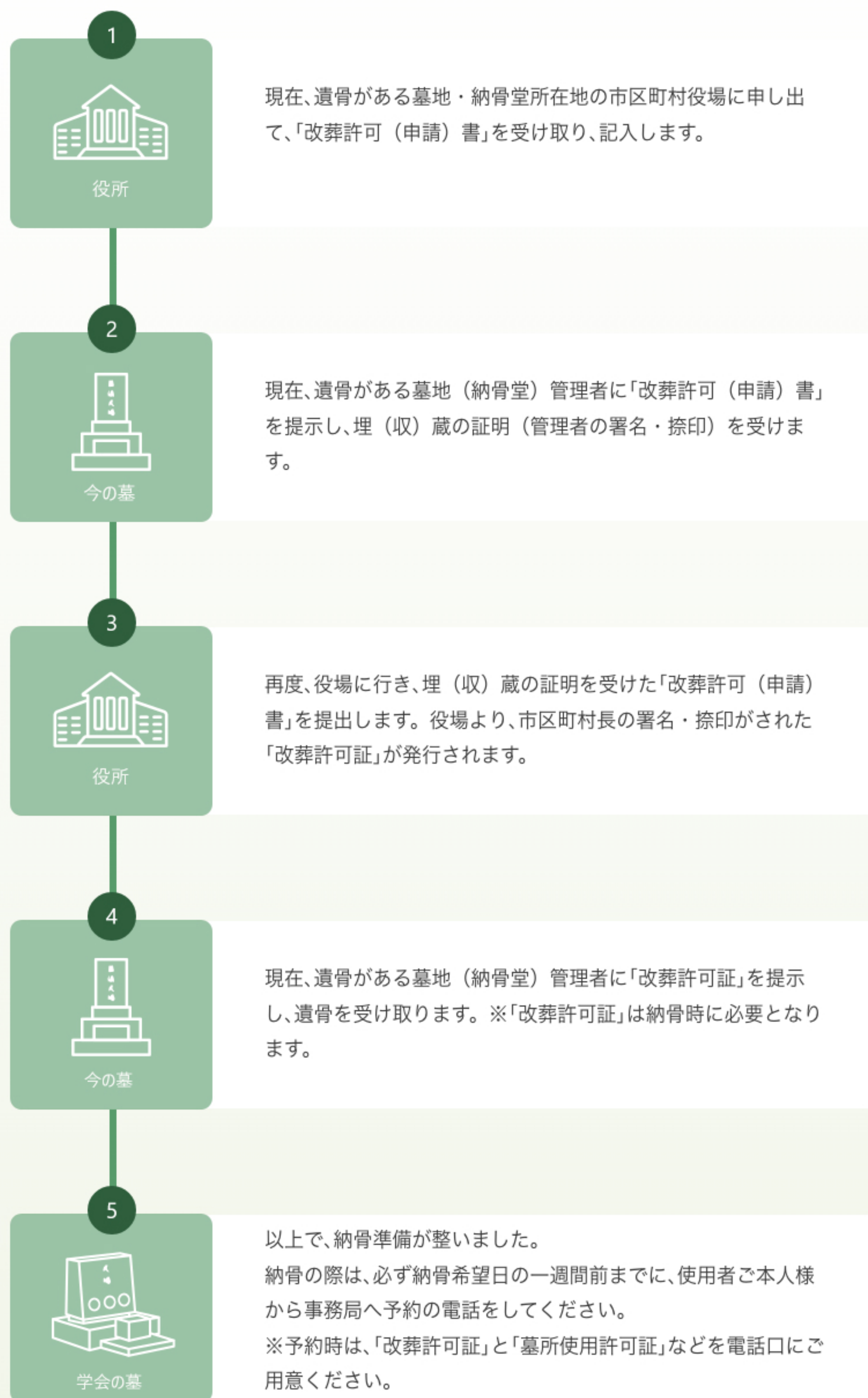
改葬の手続き

現在、遺骨がある墓地・納骨堂から遺骨を改葬し、創価学会の墓地公園・納骨堂へ納骨するには、「改葬許可証」の取得が必要です。（納骨されている遺骨を分けてお持ちいただく場合、いわゆる分骨はこの限りではありませんので、詳細はお問い合わせください）



- 手続き方法は取得先（市区町村）によって若干異なります。
- 取得にあたっては、必ず「現在遺骨がある墓地・納骨堂」に連絡し、手順の詳細を確認してください。

一般的な手続きの流れ



※手続きの際に、創価学会の墓地公園・納骨堂への「受入証明書」を必要とする場合があります。その場合には、墓地・長期収蔵型納骨堂の使用者様は「使用許可証」をご提示ください。

別途「受入証明書」の提出を求められた場合、または永久納骨施設への納骨を予定されている場合は墓地公園・納骨堂事務局までご連絡ください。